

◎違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案新旧対照表
 ○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）〔抄〕（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 一〇九 〔略〕</p> <p>十 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成二十九年法律第 号）第七条の規定による勧告並びに同法第八条第一項の規定による監査及び勧告</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 一〇八 〔略〕</p> <p>九 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律第七条の規定により勧告をした事項並びに同法第八条第一項の規定による監査の結果並びに同項の規定により勧告をした事項及びその結果</p>	<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 一〇九 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 一〇八 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）〔抄〕（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六條の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十三條第一項又は違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成二十九年法律第 号）第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、その旨を報告しなければならない。</p> <p>②～⑤ 〔略〕</p>	<p>第六條の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、その旨を報告しなければならない。</p> <p>②～⑤ 〔略〕</p>